

## 加賀市不用物品売払いにおける公募型見積り合わせ実施要領

加賀市では、公募型見積り合わせにより購入希望者へ不用物品を売払います。

不用物品の売払いは、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)及びその他関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとします。

### 1 売払い物品

物品調書のとおり

### 2 最低売却価格(予定価格)

物品調書のとおり

### 3 物品の確認

#### (1) 物品の確認期間等

令和8年1月26日(月)から令和8年2月6日(金)までの午前9時30分から午後3時30分まで  
(土・日曜日を除く。)

#### (2) 物品の確認希望

物品の現物確認を希望する場合は、事前に物品調書に記載の担当課へ連絡し、日時を調整してください。

#### (3) 注意事項

物品は、現状有姿での引き渡しとなります。

### 4 見積書兼誓約書の記入方法

#### (1) 見積書兼誓約書(様式1)に、ボールペンなど、容易に消すことのできないもので記入してください。

#### (2) 見積金額の記入方法等

売払い金額は、見積金額としますので、見積もった希望金額を記入してください。

#### (3) 見積書の金額の数字

見積書に記入する数字はアラビア数字を用いてください。

#### (4) 見積書の記載事項の訂正

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、その箇所に押印しなければなりません。ただし、見積書の金額を加除訂正することはできません。

#### (5) 見積り参加者は、その提出した見積書を引換え、変更し、又は取消すことはできません。

### 5 参加資格

見積り参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の申立がなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(3) 加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に該当する加賀市職員

(5) その他市長が不適当と認めた者

### 6 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出期限

令和8年2月20日(金)午後5時(必着)

(2) 見積書の提出先

石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

加賀市総務部管財課財産グループ

(3) 見積書の提出方法等

郵送又は持参

※ 持参する場合は、午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く。)とします。

(4) 提出書類一覧

① 見積書兼誓約書(様式1)

② 身分証明書(官公署発行の写真付きのものであって、有効期限内のもの。法人にあっては商業登記簿謄本(発行後3か月以内のもの))の写し

## 7 見積り合わせの方法

見積り合わせは、見積書の提出期限後に速やかに行います。

ア 見積り合わせにおいて、見積書の提出がなかった場合は、「不調」とします。

イ 見積り合わせにおいて、見積書の提出が1者のみであっても、有効となります。

ウ 最低売却価格以上で最高の価格をもって見積りした者を購入者とします。ただし、購入者となるべき者が2人以上あるときは、直ちにくじにより購入者を決定します。この場合、見積り合わせの事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

## 8 見積り合わせ結果の確認

令和8年2月25日(水)予定で、ホームページ及び総務部管財課窓口に各物品の売払い金額と、購入者として決定した見積り参加者の整理番号を掲載します。(氏名非公表)

## 9 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。この場合、無効とした見積書等は返却しません。

(1) 見積りに参加する資格のない者がした見積り

- (2) 見積書に数字又は文字の誤脱等がある見積り
- (3) 見積書に記名押印のない見積り
- (4) 見積書の見積り金額を訂正又は書き換えした見積り
- (5) 日付の記載がない見積り
- (6) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、この説明書の訂正方法に違反した見積書による見積り
- (7) 押印された印影が不明瞭な見積書による見積り
- (8) 鉛筆その他訂正が容易な筆記具により見積書の記載がなされた見積り
- (9) 同一物品の見積りについて同一見積者によりなされた2通以上の見積り
- (10) 見積りに関し不正の行為をした者の見積り
- (11) 所定の日時までに提出しなかった見積り
- (12) 郵送又は持参以外の方法による見積り
- (13) 当該書類に虚偽の記載をした者の見積り
- (14) その他この見積りに関する条件に違反した見積り

## 10 売買契約の締結

売買金額の合計が50万円以上の場合は契約書を作成します。

## 11 売買代金の納付方法

加賀市が発行する納付書により、令和8年3月6日(金)までに納入して下さい。

※ 令和8年3月6日(金)までに入金がない場合は、物品の購入をキャンセルしたものとみなします。

## 12 物品の引取り

### (1) 引取り方法

売買代金を納付後、購入者が、物品調書に記載の担当課に連絡し、日時を調整した上で引取りを行って下さい。引取りは、物品調書に記載の保管場所で行います。物品は現状引渡しとし、車両運搬費等の一切の諸費用は、購入者の負担となります。

なお、物品引取りの際は、売買代金を納付したことが分かる領収書を持参して下さい。

(2) 引取り期限

令和8年3月23日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く。)

(3) 注意事項

物品の搬出作業中の破損や、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての補償及び売買代金の返金等は対応できません。

また、物品に寄贈者名等の記載がある場合は、購入者が速やかに抹消するものとし、抹消したことが確認できる写真を加賀市総務部管財課財産グループへ必ず送付してください。

13 見積り合わせの問い合わせ先

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

加賀市総務部管財課財産グループ

電話 0761-72-7812

FAX 0761-72-5650

電子メール [zaisan@city.kaga.lg.jp](mailto:zaisan@city.kaga.lg.jp)

14 その他

(1) 書類の作成に係る費用及び提出に係る費用については、見積り参加者の負担とします。

(2) 物品調書に記載のサイズ等については、職員による計測のため、若干の誤差があります。

(3) その他、物品の詳細については、物品調書を必ず確認してください。